

特定非営利活動法人 コミュニティルネッサンス研究所

福山建築物耐震診断等評価委員会規定

(目的)

第 1 条 耐震診断等業務の公共性・重要性に鑑み、特定非営利活動法人コミュニティルネッサンス研究所（以下「本法人」という。）のなかに建築物の耐震性の診断並びに耐震改修計画等の適正な評価を行うため福山建築物耐震診断等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することを目的とする。

(事業)

第 2 条 建築物の耐震性の評価の申し込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その評価を行う。ただし、紛争・訴訟に関する案件は取り扱わないものとする。また、建築物の耐震性向上に向けた研修会、講演会活動を行う。

(組織及び委員)

第 3 条 この事業は事業部が分掌する。

2 委員会の委員は、事業の公共性に鑑み耐震診断業務に精通している大学教授等の学識経験等をもって構成し、その数は5名以上とする。尚、外部の委員の構成比は過半とする。

3 委員会の委員は、事業部が推薦し、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

4 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は、増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員長が議長となる。委員長不在の場合は、副委員長があたる。

3 委員会は、オブザーバーとして発注者側の出席を認める。

(評価の基準)

第 6 条 建築物の耐震性の評価は、(財)日本建築防災協会発行の「既存建築物の耐震診断基準・改修設計指針」等に基づいて行う。

2 委員会の判定は、委員の合議により行う。

3 委員が自らもしくは委員が所属する法人等が関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

(評価に関する検討事項)

第 7 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 建築物資料の内容に関する事項
- (2) 耐震診断資料並びに耐震改修計画資料の内容に関する事項
- (3) 現地調査に関する事項
- (4) 評価基準の評価等に関する事項
- (5) その他、関連する必要な事項

(評価の申し込み)

第 8 条 建築物の耐震性の評価の申し込みは、建築物耐震診断等評価申込書に所定の資料を添えて、本法人事務局へ提出する。

(評価の報告・保存)

第 9 条 委員会は、業務終了後速やかに耐震診断評価又は、耐震改修評価を、建築物耐震評価・耐震改修評価書により申込者に報告する。

2 前項の報告書は、本法人に 1 部控えを保存し（保存年限 1 5 年）、提出された資料等は申込者に返却する。

(守秘義務)

第 1 0 条 委員会の委員は、検討事項に関して知り得た資料、知識等を、委員会の承認なしに第三者に漏洩、公表又は、活用してはならない。

(記録)

第 1 1 条 委員会は、委員会評価過程の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(経費の支弁)

第 1 2 条 この規定による評価に要する経費は、申込者により支払われる評価費用の収入により支弁する。

(会計)

第 1 3 条 評価費用の請求、受領その他の必要な会計事務は事務局において行う。

(規定の変更)

第 1 4 条 この規定の改変は委員会協議の上、本法人理事会の議を経て行う。

(その他)

第 1 5 条 この規定に定めるものの他、委員会の運営については必要な事項は、委員会が別に運営要綱を定めることができる。

付則

(1) この規定は、本法人理事会の承認のあった日(2012年10月1日)から施行する。